

佐賀市第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画施策評価まとめ

基本目標1 みんなの主体的な活動を促す地域づくり

1. 1 地域でのつながりや参加機会の充実

【取組】子どもから大人まで集える交流の場や居場所の充実／ボランティア活動・市民活動の推進

成果

(1) 子どもから大人まで集える交流の場や居場所の充実

■高齢者の交流（行政）：

- ・ 高齢者ふれあいサロンへの助成を通じて、認知症予防や健康づくり、社会的孤立感の解消を進めた。

高齢者サロンの数の推移

令和3年度：230 団体 令和4年度：232 団体 令和5年度：216 団体 令和6年度：204 団体

■コミュニティカフェの設立推進（社協）（重点事業）

- ・ 地域住民の集いの場としてコミュニティカフェなどの居場所づくりを推進した結果、設立件数が大幅に増加した。（令和3年度：30 団体→令和6年度：51 団体）。
- ・ 広報活動により地域住民の関心が高まり、居場所を求めて参加する人や、協力者として関わる人が多く見られるようになった。

■子育て世代への支援（社協）：

- ・ 地域子育て支援センターの利用者が増加し、安定して利用されている。
延利用者数 令和3年度：6,586 人→令和5年度：10,866 人
- ・ SNS（Instagram）を開設するなど、若い世代が閲覧しやすい広報活動を行った結果、新規利用者を獲得できている。

(2) ボランティア活動・市民活動の推進

■市民活動拠点の運営（行政）

- ・ フロアのリニューアル、会議室へのオンライン会議システムの導入を実施し、利便性が向上したことによって、コロナ禍で減少していた市民活動プラザの利用者数が増加した。

市民活動プラザ利用者数：R3：39,673 人→R6：53,408 人

■ボランティア団体との連携（社協）

- ・ ボランティア団体の会議や行事等に積極的に参加し、活動に伴走を図ったことにより地域活動の活性化につながった。

課題

■担い手・後継者不足の深刻化：

- ・ コミュニティカフェ、ボランティア団体、高齢者サロンなど、多くの活動において若手の参加が少なく、後継者不足が根深い課題となっている。

■活動の継続

- ・ コミュニティカフェからは、運営費等の金銭的問題や、地域団体との関係構築に悩む声がある。
- ・ ボランティア活動のマンネリ化や、コロナ禍による交流の途絶、地域活動を行う人材不足等に活動の維持継続が困難な団体が増加しており、支援の継続が必要と考えられる。

1. 2 学ぶ機会の充実

【取組】住民相互理解の教育・啓発の充実／身近な福祉課題の学びの場の充実

成果

（１）住民相互理解の教育・啓発の充実

■人権問題の教育・啓発（行政）

- ・ 子ども、高齢者、障がいのある人など、さまざまな人権のテーマでの研修会を実施し、市民の理解と認識を深めることができた。また人権・同和問題に関心がある市民の割合が増加した。
人権・同和問題に関心がある市民の割合（市民意向調査）
令和３年度：57.2%→令和６年度：59.3%

■福祉教育の推進（社協）

- ・ 高齢者疑似体験学習等を行う学校や企業に対する指導者の派遣を行い、障がいや高齢によって生じる心身の生活の困難さを理解してもらい、思いやりの心を育んだ。また、令和７年度より、モデル校を６校選定。社協職員による授業と多様な専門講師によるメニューから選択できる取り組みを開始した結果、今まで以上に相手への理解を得ることになり、思いやりの心を育むことにつながった。

（２）身近な福祉課題の学びの場の充実

■子どもへの暴力防止ワークショップ（行政）

- ・ 子どもへの暴力防止ワークショップを、市立の小学校を隔年で回り、小学３年生から５年生を対象にこどもワークショップを開催した。また、こどもワークショップの実施校の教職員や地域の団体等を対象としたおとなワークショップも開催した。

課題

- ・ 従来の福祉体験に関して、体験メニューの見直しができおらず、体験の内容の工夫や目的の明確化が求められている。また、学校側からは、生徒に「福祉」をどう捉え、どう伝えたいのか、指導する立場として迷っているとの声もあり、社協へは専門性を生かした学びの提供を求められている。

基本目標２ 地域で安心安全な暮らしを支える体制づくり

２．１ 地域における福祉活動の推進

【取組】 （１）身近な助け合い・支え合いの推進／（２）生きがいつくり・健康づくりの推進

成果

（１）身近な助け合い・支え合いの推進

■生活支援体制整備事業（行政）

- 第１層協議体を開催し、各団体と地域情報の共有等を行った。令和６年度から佐賀市社会福祉協議会に第２層生活支援コーディネーターを配置し、地域と連携を取りながら、地域資源の開発や充実に図った

■まちづくり協議会の設置（行政）

- 市内全 32 校区でのまちづくり協議会の設立を支援し、令和６年度に三瀬村まちづくり協議会が設立され、全 32 校区でまちづくり協議会が立ち上がった。

■福祉協力員の設置（社協）（重点事業）

- 福祉協力員の設置を促し、地域で見守る体制整備を推進した。
（令和３年度：2,278 人→令和６年度：2,559 人）

■地域福祉推進組織への支援（社協）

- 未設置校区に対し、校区（地区）社協の設置を働きかけ、校区（地区）社協の設置が進み、佐賀市全 32 校区中、31 校区で設立済みとなり、地域福祉の推進につながった。

■地域福祉活動推進事業（社協）

- 福祉連絡会議の積極的な開催を支援することで、参加者の増加につながり、地域で見守る目が増加した。
（R2：1,441 名→R6：2,266 名）
- 自治会単位や民生委員児童委員単位で地域内の気になる人の見守りに必要な情報の共有を推進した結果、地域の見守りの質の向上につながった（R6：21 校区 740 回）。

（２）生きがいつくり・健康づくりの推進

■子育て応援隊による活動（行政）

- 乳児訪問（「こんにちは赤ちゃん」事業）、健診、乳幼児健康相談等母子保健事業への協力、地域での子育てサークル、子育てサロン等への支援、協力により、子育て中の親子の孤立が防止され、育児不安の早期解決、育児負担感の軽減に寄与した。
- この活動の支援を受けた住民が、「自身が支援を受けて良かったから」との理由で、推進員となったというケースもある。

■アウトリーチ等を通じた継続支援事業参加支援事業（社協）

- 地域包括支援センターの３職種と認知症推進員と交流会や情報共有を行う等の連携強化を行うことで、お互いが介入している地域団体の会議や行事に対して参加できるようになった。

- 地域包括支援センターと情報共有をしていたことにより、お互いが介入している地域団体の会議や行事に対して参加できるようになった。

課題

■地域組織の機能強化の必要性：

- 地域の支え合い活動に興味・関心のある方はいるが、支え合い活動の立ち上げまで至っていない。
- 校区社協役員やC S W（コミュニティソーシャルワーカー）が福祉連絡会議に参加できていない現状がある。C S Wやおたっしや本舗など専門機関が福祉連絡会議に参加することで生まれる相乗効果を周知する必要がある。
- 福祉協力員の取り組み状況にはばらつきがあり、校区社協の活動内容が地域に浸透していないため、協力団体の確保や事業の規模拡大が難しい状況にある。

2. 2 いのちを守る支援の充実

【取組】 早期発見につながる見守り体制の充実／災害時の避難体制の充実

成果

(1) 早期発見につながる見守り体制の充実

■認知症サポーターの育成（行政）

- ・ 市内 15 か所の地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、地域での認知症の普及啓発を行った。
- ・ 認知症サポーター養成講座は毎年 2 千人前後が新規受講しており、累計 42,334 人の認知症サポーターの養成につながった。市内には 5 つのチームオレンジ（地域の認知症の人等の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み）が設置され、約 50 人が認知症カフェの運営や地域での見守り活動等を実施した。

■高齢者見守りネットワーク（行政）

- ・ 高齢者見守りネットワークの累計登録事業所は 1,400 件を超え、高齢者の異変に関する情報提供が年間平均 600 件を超えるようになり、見守り体制の充実と支援のきっかけづくりに繋がった。

■虐待防止対策（行政）

- ・ 要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議の開催回数が増加しており（R 2：129 回→R 6：183 回）、適切な支援への接続が図られた。

■地域福祉活動（社協）（重点事業）

- ・ 福祉連絡会議等で出た地域課題を校区内で協議する場を設置した。結果、町区単位の課題を校区内で協議し、解決していくことで、地域福祉の推進を図ることができた。

(2) 災害時の避難体制の充実

■避難行動要支援者支援事業（行政）

- ・ 避難行動要支援者本人、地域住民、福祉専門職を交えて、要支援者の実際の困りごとの共有およびその解決策を話し合いながら地域で支え合うことを考える「地域ミーティング」を実施した。またその内容を「出前講座」に落とし込み、活用した。

■福祉避難所・福祉避難施設の指定、開設の検討（行政）

- ・ 「佐賀整肢学園・佐賀向陽園」と協定を締結し、新たに福祉避難施設として位置付けた。

■災害ボランティアセンター設置（社協）

- ・ 令和 3 年度に水害等の災害が起きた際に、災害ボランティアセンターを立ち上げ、災害支援を行った。その後、行政、NPO との三者会議を定期的に行っていることにより、常時からの関係者の顔が見える関係を構築できており、災害発生後、円滑に災害ボランティアセンターを設置運営することができた。

R5.7 災害ボランティアセンター設置

活動件数 延べ 27 件 ボランティア数 延べ 387 名

課題

- 働き盛り世代の認知症サポーター養成講座受講者数が伸び悩んでおり、正しい知識を普及できる機会が少ない。
- 要保護児童対策地域協議会では、相談内容の複雑化、多様化がみられ、多機関による継続的な支援を要する家庭が増えている。
- 避難行動要支援者支援制度の理解は進んでいるものの、避難支援員の確保率が低いままとなっている。
- 既存の災害ボランティアセンター運営マニュアルが水害被災を想定していない点が課題。
- 町区内で出た課題を校区内で協議する場を設置することができていない。

基本目標3 福祉サービスにつながる体制・仕組みづくり

3. 1 福祉サービスの適切な利用の促進

【取組】 伝わりやすい情報発信の充実／権利擁護の推進

成果

(1) 伝わりやすい情報発信の充実

■情報発信（多言語対応等）（行政）

- 生活に必要とされる情報、避難情報発信について、やさしい日本語を含め 8 言語で対応した。

■情報発信のデジタル化

- 子育て支援情報において、LINE 公式アカウントによるオンライン予約の開始により、若い世代の利便性が向上した。
- ホームページに「障がい者福祉サービスのご案内（データ）」を掲載し、誰でも閲覧・ダウンロードできる環境を整備した。

(2) 権利擁護の推進

■成年後見制度の利用促進（行政・社協）

- 令和4年度に佐賀市成年後見センターを設置し、相談支援、広報・啓発等を行った。結果、成年後見制度に関する相談は年々増加しており、周知の効果が表れた。

（令和4年度：208件→令和6年度：352件）

- 権利擁護ネットワーク会議全体会を開催し、成年後見制度の概要、相談窓口等について周知した結果、権利擁護支援を必要とする方の早期発見や掘り起こしをすることにつながった。

■福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート）の推進（社協）

- 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポート）の相談件数が大幅に増加し、困難ケースの対応数が多くなり、他団体との連携を図るようになった。

令和3年度：5,493件→令和6年度：7,489件

課題

■権利擁護の担い手不足

- 成年後見制度の周知・広報は進んだものの、受任する担い手が不足しており、選任に時間を要している。
- 法人後見事業では受任依頼が増加しており、担当職員の負担が厳しい状況である。また、あんしんサポートでは相談内容が複雑化し、対応が困難になっている。
- 社会の高齢化・少子化の進展等に伴い、身寄りがいない、または親族との関係が希薄な者が増加してきている。

3. 2 重層的な相談支援体制の構築（重点事業）

【取組】 地域で受け止める相談体制の推進／アウトリーチによる伴走型支援の推進／
分野を超えた横断的な相談支援の推進／生活困窮者等の自立支援の充実

成果

（１）地域で受け止める相談体制の推進

■若者支援（行政）

- 公認心理師など有資格者を相談支援員として配置し、電話、メール等による相談対応や訪問支援を実施した。また、支援対象者の状況に応じて、適応支援プログラムの実施や講座、教室の開催など学校復帰や社会復帰に向けた支援を実施した。その結果、５年間で約１５０名の支援対象者が進学、転学、学校復帰や福祉的就労を含む就職などの進路決定につながった。

■高齢者の総合相談・支援事業（行政）

- 地域の高齢者や家族等が相談できる窓口となるため、各おたっしや本舗が地域の民生委員会等に参加し、おたっしや本舗の総合相談業務等を周知した結果、高齢者に関する相談窓口は地域包括支援センターにという周知が地域住民に浸透し、総合相談件数が増加した。

令和３年度：１６,０５０件→令和６年度１７,８０７件

■ひとり親家庭相談（行政）

- 母子・父子自立支援員２名により、ひとり親家庭の母、父の相談対応を行った。相談件数は、
R2：２,６０３件→R6：３,２２７件と増加した。

■福祉まると相談窓口の周知（行政・社協）

- 医療、就労、住居、法律、地域等、福祉以外の分野に福祉まると相談窓口の役割を説明した結果、相談件数の年々増加につながった。
- R４年度：９６３件、R５年度：１,１５９件、R６年度：１,４１７件

■コミュニティソーシャルワーク（ＣＳＷ）の推進（社協）

- 佐賀市内を北・中・南のエリアに分けて、令和３年度は各エリア３人ずつで対応。令和７年度より、５人～６人体制で、関係機関と連携し、個別及び地域支援を行った。
- 様々な地域の行事等に参加し、地縁団体との関係性を構築することで、地域の困り事が可視化された。その結果、地域からＣＳＷへの相談が増加している。

(2) アウトリーチによる伴走型支援の推進

■アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（行政）

- ・ 民生委員・児童委員等地域住民からの情報で、経済困窮が主の相談者をはじめ、そのほか、複数の課題解決に向けて各関係支援機関につなぎ、伴走しながら支援を行うなど、丁寧なアセスメントやプラン作成を行った。
- ・ 個別支援（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
令和6年度 2,633 件。令和5年度 2,678 件
- ・ 重層的支援体制整備事業の、「参加支援事業」においては、「コミュニティカフェの設置等多世代の居場所づくり」、地域支援として、校区社協や地区民児協への会議出席や情報提供等行うことで、顔の見える信頼関係を構築した。

■アウトリーチの充実（社協）

- ・ 地域の中に埋もれている課題の把握や地域の実情を把握することに努めている。CSWの役割や地域の状況に合わせた情報提供や伴走型の支援を行ったことで、地域との繋がりが強くなり、民生委員・児童委員から、相談ケースがかなり増加した。
- ・ R3からR6までのアウトリーチ支援対応件数の平均は、おおよそ2,800 件。地域支援対応件数の平均は、おおよそ2,800 件。

■参加支援事業（社協）

- ・ 地域から孤立している対象者のニーズや課題を把握し、地域の社会資源や対象者が興味を持っている居場所等に繋いでいる。CSW活動の中で、地域資源との繋がりがあある事で、対象者を繋ぎやすく、受入れの抵抗も少なくなっている。

参加支援対応件数

令和4年度：97 件／令和5年度：37 件／令和6年度：549 件

(3) 分野を超えた横断的な相談支援の推進

■多機関協働による相談支援包括化推進事業（行政）

- ・ 複雑化・複合化した課題を持つ相談者に対して、必要に応じて支援会議を開催し（年10 回程度）、多分野からのそれぞれの視点で支援を検討した。

■他分野との協働の推進（行政）

- ・ 環境政策課と勉強会を実施（R6 年度開催）し、窓口での相談内容や地域CSWが地域で受けた相談事例をもとに、多頭飼などといった問題について意見交換を実施した。

■多機関協働事業（社協）

- ・ 「福祉まるごと相談窓口」での多機関相談受付件数が増加した（令和3 年度：812 件→令和6 年度：1,417 件）。
- ・ 様々な分野にまたがる相談内容に対し、支援関係機関との連携を一方向からではなく双方から図れるようになった。
- ・ 相談内容に対し、課題の改善や解決のために必要な情報等を提供するなどの連携を進めた。
- ・ ○多機関相談受付件数：
- ・ 令和3 年度：812 件→令和6 年度：1,417 件

○多機関支援調整数：

令和３年度：422 件／令和４年度：464 件／令和５年度：620 件／令和６度：826 件

○多機関支援会議数

令和３年度：20 件／令和４年度：21 件／令和５年度：24 件／令和６度：15 件

（４）生活困窮者等の自立支援の充実

■生活困窮者等への自立支援（行政）

- ・ 生活自立支援センターでの定期学習会の開催や引きこもり等への家庭訪問を実施など、関係機関・団体と連携し目標を上回る生活困窮者の相談支援、学習・生活支援を行い、生活改善に寄与した。
- 生活困窮者等新規相談者〔R6 目標値 270 人〕
R4:609 人、R5:578 人、R6:617 人
- 学習支援参加者数〔R6 目標値 70 人〕
R4:74 人、R5:92 人、R6:77 人
- 学習支援による進学者数
R4:20 人、R5:23 人、R6:25 人
- ・ 生活保護受給者等に対し、就労意欲の醸成と自立に向けた就労を目指し支援を実施し、生活保護受給者の就職による保護費削減と児童扶養手当受給者の生活改善に寄与した。。
- 就労支援による就職率〔R6 目標値 68.1%〕
R4:64.6%、R5:70.9%、R6:67.9%

課題

■アウトリーチ等を通じた継続支援における課題

- ・ 困難ケースが増えてきており、本人の中に困り感が乏しい場合も珍しくないため、CSW の支援が空回りしてしまう場合もある。
- ・ 民生委員・児童委委員との連携はもとより、行政や医療機関等、様々な機関との連携が必要である。

■参加支援における課題

- ・ 既存の地域資源につなげることはできるが、新たな地域資源の開発には至っていない。

■多機関連携における課題：

- ・ 困難ケースが増加しており、本人に困り感がない場合の支援や、子どもの課題に関する関係機関からの情報開示が進まないなど、多機関協働による継続的な支援を要する家庭が増えている。
- ・ 福祉まるごと相談窓口の福祉以外の分野（環境や住居など）での連携がまだ不十分。
- ・ 福祉まるごと相談窓口だけでは解決できない相談内容に対応するため、より多くの支援関係機関との関係づくりが必要。

■生活困窮者等の自立支援における課題：

- ・ 生活保護受給世帯については、子どもが将来の進学に向けた意識などの面で課題を抱えている

ことや、保護者も周囲の地域との関わり合いが少ない傾向があり、必要な情報や支援が届きにくく、希望する進路へ進めず、貧困の連鎖が生じやすい。

総括

- コミュニティカフェ、高齢者サロン、ボランティア団体、まちづくり協議会など、地域活動全般で若手の参加が少なく、担い手の減少や高齢化が進行している。
- コミュニティカフェの金銭的問題や、ボランティア活動のマンネリ化、コロナ禍による交流途絶など、活動を継続するための土台の強化が求められる。
- コミュニティカフェの設立、CSWの活動範囲の拡大、福祉協力員の増加、校区社協の設置推進等、身近な見守り・支え合いの基盤整備が大きく進展したと考えられる。
- 避難行動要支援者支援制度の理解は進んだものの、避難支援員の確保率が低いままである点は体制の機能強化という面で改善が必要である。
- 権利擁護の分野でも成年後見制度の受任者不足が課題となっている等、担い手・後継者の問題が存在している。
- 相談内容の複雑化・多様化に伴い、受け入れる側の対応力の向上が求められる。そのためにも、連携先を増やす等の多機関連携を進め、また、福祉以外の分野との連携を進めていくことが必要だと考えられる。
- 「福祉まるごと相談窓口」に見られるよう、問題・課題にたいして多機関協働で対処する体制も整いつつある。CSWによるアウトリーチ支援の推進は、地域福祉において重要な役割を果たしていると考えられる。